

## 歴史(江戸時代②・しくみ編)

江戸時代の大名とは、将軍から①\_\_\_\_\_以上の領地を与えられた武士(それに満たない家臣は②\_\_\_\_\_, ③\_\_\_\_\_)をいい、大名の領地とその支配組織を④\_\_\_\_\_という。そして、幕府と④\_\_\_\_\_が全国の土地と人民を支配する政治制度を⑤\_\_\_\_\_という。大名の配置は、江戸に近いところから、⑥\_\_\_\_\_, ⑦\_\_\_\_\_, ⑧\_\_\_\_\_と置くようにした。

政治は、将軍が任命した⑨\_\_\_\_\_が行い、三奉行など多くの役職を置いた。また、大名が勝手に城の修理をしたり、無断で結婚することを禁止した⑩\_\_\_\_\_という法律を定め、3代将軍⑩\_\_\_\_\_のときには、⑫\_\_\_\_\_ (大名は1年おきに領地と江戸を往復する)を制度として定めた。その他にも、朝廷を監視するために⑬\_\_\_\_\_を置き、天皇や公家の行動を規制するために⑭\_\_\_\_\_という法律を定めた。